

会議の運営について

旭川市住居表示等審議会の会議の運営については旭川市市民参加推進条例第13条に基づき次のとおりとする。

1 会議の公開

本審議会の会議は、原則として公開する。ただし、個人情報等を取り扱う場合は、非公開とできることとし、取扱いは、その都度委員と協議して決定する。

2 会議の傍聴

傍聴者の定員は10名とする。定員を超えた場合は先着順とする。傍聴人が発言することは原則としてできない。傍聴のルールは別紙「傍聴者の皆さまへのお願い」記載の内容のとおり。

3 会議の記録

記録の方法には、発言の要点をまとめ、主たる内容を箇条書きで記載する「要点記録方式」を用い、発言者の氏名は公表しない。

会議記録は事務局が整理し、会長の確認を得て決定し、報告する。

記録の公表は、市民生活課及び市政情報コーナーでの閲覧、市のホームページへの掲載により行う。

<旭川市市民参加推進条例>

(附属機関の会議の公開等)

第13条 附属機関の会議は、これを公開するものとする。ただし、審議の内容が旭川市情報公開条例第7条各号に掲げる事項及び第8条に規定する事項（同条各号に掲げる事項を除く。）のいずれかに該当するおそれがあると附属機関が認める場合を除くものとする。

2 附属機関は、前項本文の規定により会議を公開した場合は、会議終了後、速やかに、会議の記録を公表するものとする。ただし、旭川市情報公開条例第7条各号に掲げる事項及び第8条に規定する事項（同条各号に掲げる事項を除く。）を除くものとする。

3 会議の公開及び会議の記録の公表の実施に関し必要な事項は、市の機関が別に定める。

※附属機関…市民の意見や専門家の知識や見解をもとに調定、審査、諮問、調査を行うため、法律か条例により設置された審議会、審査会等の機関。